年金課からのお知らせ

間国保年金課(☎826·1111 内線2316)

▼マル福 (医療福祉費支給制度)の対象者について

に該当する方(生活保護を受けている方は対象外) 土浦市に住所を有する方で、各種医療保険に加入している方のうち、次の①~④のいずれか

①小児(所得制限なし)

○出生日から中学校3年生まで

②ひとり親家庭の母(父)子

所得制限あり

○子が18歳になる年度までの母(父)子 ○20歳になる年度までの障害児とその母

○20歳になる年度までの高校在学者とそ の母(父)

○父母のいない児童 (18歳以下)とその児)配偶者が重度心身障害者マル福を受給 童を養育している配偶者のない方 している方と、その養育されている児 (18歳以下)

※年度…4月1日から翌年の3月31日まで

③重度心身障害者など

所得制限あり)

○身体障害者手帳1級、2級の交付を受け ている方

○身体障害者手帳の交付を受けていて、か う若しくは直腸、 つ障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこ 級の認定を受けている方 全ウイルスの免疫、肝臓の機能障害の3 小腸またはヒト免疫不

○療育手帳の判定A以上(知能指数が35以 下判定)の交付を受けている方

○療育手帳の判定B(知能指数が50以下の ○特別児童扶養手当1級の支給対象の児童 判定)の交付を受けていて、かつ身体障 害者手帳3級の交付を受けている方

○障害年金1級の受給権者

④妊産婦(所得制限なし

○母子手帳を交付された方(母子手帳交付 月の1日から出産月の翌月末日まで)

※以上の要件に該当する方で、手続きをしていない方は、お問い合わせください。 ※所得制限について、詳しくはお問い合わせください。

現在の医療福祉費受給者証

は、6月22日休に新しい受給 月30日

金で有効期限が切れま す。受給要件に該当する方に 者証を発送予定です。 小児、妊産婦を除く)は、6

※平成28年分の所得申告が済 給者証を交付できませんの で、必ず申告してください。 んでいない方は、新しい受

》届出が必要な場合(事例)

)保険証の内容が変わったと

○市外へ転出または死亡した ○住所、氏名、扶養義務者な

○ひとり親家庭の方が婚姻し どが変わったとき たとき(事実婚含む)

)障害などの内容が変わった とき

●届出に必要なもの

医療福祉費受給者証、マイ 認できるもの わった場合は変更内容の確 変更や障害などの内容が変 ナンバーのわかるもの、本 人確認書類、保険証の内容

付方法について ◆後期高齢者医療の保険証交

▼マル福受給者の方へ

局に留め置かれます。 月中旬以降に、「簡易書留」で 切れます。新しい保険証は7 在連絡票を投函のうえ、 送付します。不在の場合は不 は、7月31日側で有効期限が 後期高齢者医療の保険証

望される方はご連絡ください。 ウンロードするか、送付を希 請書は、ホームページからダ 請書を提出してください。申 場合は、7月7日箘までに申 また、窓口交付を希望する

●申請時に必要なもの

申請書、はんこ、申請人の 本人確認書類

愛付時に必要なもの

○本人・同居の家族以外…右)本人・同居の家族…はんこ、 記のものに加え、委任状ま 受取人の本人確認書類 たは被保険者本人の本人確

※詳しくはお問い合わせくだ **|交付時期**/7月19日||以降

さい。

開始の外4月 発効期 | 交付年月| 一部負担: の割合 3 9 0 8 2 0 1 1

※詳しくはお問い合わせくだ